

生駒市条例第 3 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 2 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 1 2 月生駒市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 条中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。